

環廃対発第1404019号  
平成26年4月1日

各都道府県知事 殿

環境事務次官

#### 循環型社会形成推進交付金交付要綱について

標記交付金の交付については、平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成25年度以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

本改正の趣旨は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）が示す3Rの推進、災害対策や地球温暖化対策の強化、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保等の方向性に沿って、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業等を重点化するものである。

貴管内市町村におかれては、本改正の趣旨に鑑み、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条の3に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って循環型社会形成推進地域計画を作成するようお願いしたい。